第２章

社会福祉法人の事務処理

第１節　社会福祉法人の事務処理（毎年度行うもの）

第２節　社会福祉法人の事務処理（都度行うもの）

第１節　社会福祉法人の事務処理（毎年度行うもの）

１　予算及び事業計画の策定

（１）時期
　　毎会計年度開始前（３月）

（２）手続き
　　理事長において編成し、評議員会の意見を聴いた後に理事会の同意を得る。

（３）根拠
　　社会福祉法人定款準則第１７条（評議員会を設置しない法人）
　　社会福祉法人定款準則第２２条（評議員会を設置する法人）

２　決算書及び事業報告書の作成

（１）時期
　　毎会計年度終了後２か月以内（５月）

（２）手続き
　　会計責任者は毎会計年度末日において決算整理を行い、総勘定元帳及び各種補助簿を締め切り、決算財務諸表（財産目録、貸借対照表、収支計算書、決算付属明細書）を作成して、これを理事長に提出する。その後、監事の監査を経てから、理事会の認定を得る。
　　また、法人事業及び施設の経営状況についての事業報告書を各責任者において作成し、理事長に提出する。

（３）根拠
　　社会福祉法第４４条
　　社会福祉法人定款準則第１８条（評議員会を設置しない法人）
　　社会福祉法人定款準則第２３条（評議員会を設置する法人）

３　監事監査及び決算理事会（評議員会）の実施

（１）時期

毎会計年度終了後２月以内（５月末）

（２）手続き

①理事長は、提出された決算及び事業報告書の各原案を承認した段階で監事に提出し、監査を実施させる。

②監事は、会計監査及び業務監査を実施し、決算理事会（評議員会）までに監査報告書を作成して報告する。

③決算理事会（評議員会）において、理事長は決算及び事業報告書の説明を行い、監事から実施した監査について意見を徴し、（評議員会の意見を聴いた後に）理事会の認定を得る。

※理事会の認定を受けた決算財務諸表及び監査報告書については、各事務所に備えて置くとともに、当該法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（３）根拠

社会福祉法第４４条

社会福祉法人定款準則第１１条・第１８条（評議員会を設置しない法人）

社会福祉法人定款準則第１１条・第２３条（評議員会を設置する法人）

４　資産総額変更登記

（１）時期

毎会計年度終了後２か月以内（５月）

（２）手続き

主たる事務所所在地の法務局に必要書類を提出する。

※必要書類…監事監査報告書・決算理事会議事録・決算財務諸表等

（注）資産総額変更登記は５月末日までに実施することとなるので、監事監査及び決算理事会はそのことを考慮し開催すること。

（３）根拠

組合等登記令第３条３項

５　社会福祉法人現況報告書の提出

（１）時期

毎会計年度終了後３月以内（６月末）

（２）手続き

「社会福祉法人現況報告書」に必要事項を記載し、清瀬市長あてに、添付書類（※）とともに２部提出する。

※添付書類…事業報告書
前会計年度末における貸借対照表
前会計年度の収支計算書
（法人の決算書に代えて添付することも可能。）

（３）根拠

社会福祉法第５９条第１項
社会福祉法施行規則第９条

６　理事会（評議員会）の開催

（１）時期

必要に応じて

（２）審議項目

（ｉ）理事会の要決議事項（Ｐ４０）
評議員会の要決議事項（Ｐ４４）

※根拠通知
「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成１３年７月２３日付雇児発第４８７号・社援発第１２７４号・老発第２７３号）

（ⅱ）補正予算

予算成立後次のような理由によって当該予算に過不足が生ずることが予見される場合、その事態に対応して予算の変更をするのが補正予算です。

①社会福祉法人の運営に要する経費の予算に不足が生じる場合
②特に緊急に必要となった経費の支出が生じる場合

（３）書面による表決

書面による表決を認める場合には、定款第９条に下記の項を加える必要があります。

書面により議決権を行使する理事からは、欠席の理由及び付議事項に対する意見を表示した書面を徴してください。なお、委任状による出席は認められておりません。

６　前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項ついての意思を表示した者は、出席者とみなす。

（４）根拠

社会福祉法人定款準則第９条（評議員会を設置しない法人）

社会福祉法人定款準則第９条・第１３条（評議員会を設置する法人）

第２節　社会福祉法人の手続き（都度行うもの）

１　役員（理事・監事）及び評議員の選任

（１）時期

任期満了前

（２）手続き

【役員の選任】

（ｉ）役員の選任

評議員会で選任し、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

（評議員会を設置していない場合は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。）

（ii）代表理事（理事長）の選任

任期初日等に理事会を開催し、新理事による互選を行う。

（iii）理事の任期…２年を超えることはできない。

【評議員の選任】

（ｉ）評議員の選任…理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

（ii）評議員の任期…２年を超えることはできない

（３）選任のモデルスケジュール例

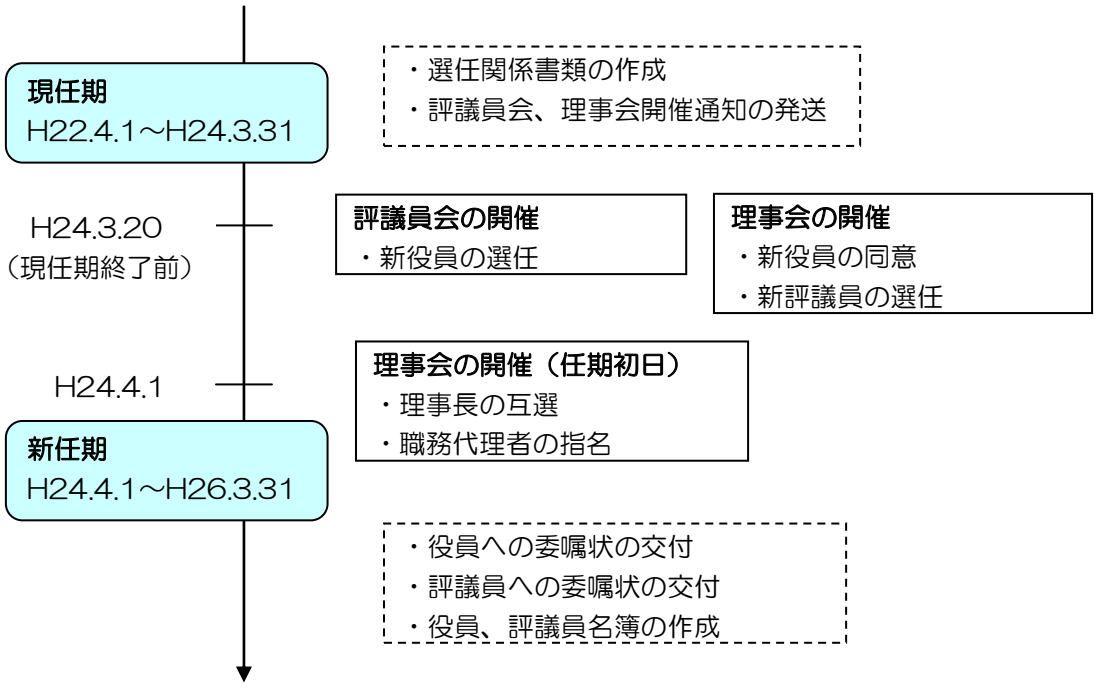

（４）選任に必要な書類

○必要　△提示が必要　×不要

	役員		評議員	
	新任	再任	新任	再任
履歴書（※１）	○	○	○	○
就任承諾書（※１）	○	○	○	○
身分証明書	○	△	×	×
印鑑登録証明書	○	○（※２）	×	×
成年被後見人及び被保佐人として登記されてないことの証明書	○	△	×	×
親族その他特殊の関係がある者に関する申立書	○	○	○	○
委嘱状	○	○	○	○

※１　履歴書及び就任承諾書に押印する印鑑は、実印であることを要する。
※２　変更がある場合のみ必要。

（５）根拠

社会福祉法第３６条・第３７条・第３８条、
社会福祉法人定款準則第５条・第６条・第７条・第１０条（評議員会を設置しない法人）
社会福祉法人定款準則第５条・第６条・第７条・第１０条・第１６条・第１７条（評議員会を設置する法人）

２　代表者の変更登記及び届出

（１）時期
　　代表者の選任後２週間以内に登記し、遅滞なく

（２）手続き
（ｉ）代表理事の登記…主たる事務所所在地の法務局に必要書類を提出する
（ii）代表理事変更の届出…代表理事変更登記終了後、遅滞なく「変更届」を各事業所管課あてに、提出すること。
※代表者が再任の場合でも、新たな任期における代表者としての登記が必要です。

（３）根拠
　　社会福祉法第２８条
　　組合等登記令第２条・第６条

３　欠員役員の補充（欠員評議員の補充）

（１）時期
　　遅滞なく

（２）手続き
　　役員（評議員）の選任…定款の手続に基づき選任を行う。

（３）根拠
　　社会福祉法第３６条・第３７条・第４２条、
　　社会福祉法人定款準則第５条・第６条・第７条（評議員会を設置しない法人）
　　社会福祉法人定款準則第５条・第６条・第７条・第１６条・第１７条（評議員会を設置する法人）

４　定款変更（認可申請）

（１）時期

定款を変更する事由が生じた時点で、遅滞なく

（２）手続き

（ｉ）理事会で理事総数の３分の２以上の同意を得る。

（評議員会設置の法人の場合、先に評議員会で評議員の意見を聴く必要があります。）

（ii）「定款変更認可申請書」を、清瀬市長あてに必要な書類とともに２部提出すること。

※所轄庁の認可を受けなければその効力を生じません。

（注１）事業目的の追加や公益事業の追加等登記事項に変更が生じたときは、変更の登記をしなければなりません。

（注２）理事・監事・評議員の定数変更等は、認可後に行うことになります。

（３）根拠

社会福祉法第４３条第１項、社会福祉法施行規則第３条、

社会福祉法人定款準則第２５条（評議員会を設置しない法人）

社会福祉法人定款準則第３０条（評議員会を設置する法人）

５　定款変更（届出）

（１）時期

定款を変更する事由が生じた時点で、遅滞なく

（２）手続き

（ｉ）理事会で理事総数の３分の２以上の同意を得る。

（評議員会設置の法人の場合、先に評議員会で評議員の意見を聴く必要があります。）

（ii）「定款変更認可届出書」を清瀬市長あてに、必要な書類とともに２部提出すること。

※下記の項目のみの定款変更については、届出をもって足りるとされています。

・事務所の所在地

・資産に関する事項（基本財産の増加に限る。）

・公告の方法

（３）根拠

社会福祉法第４３条第３項

社会福祉法施行規則第４条

社会福祉法人定款準則第２５条（評議員会を設置しない法人）

社会福祉法人定款準則第３０条（評議員会を設置する法人）

６　基本財産の処分承認

（１）時期

基本財産を処分する事由が生じた時点で、遅滞なく

（２）手続き

（ｉ）理事会で理事総数の３分の２以上の同意を得る。

（評議員会設置の法人の場合、先に評議員会で評議員の意見を聴く必要があります。）

（ii）「基本財産処分承認申請書」を清瀬市長あてに、必要な書類とともに２部提出すること。

（iii）所轄庁の承認があったのち、当該財産を処分した時点において速やかに定款変更認可申請（基本財産の減）の手続をとることが必要です。

（３）根拠

社会福祉法人定款準則第１４条（評議員会を設置しない法人）

社会福祉法人定款準則第１９条（評議員会を設置する法人）

７　基本財産の担保提供承認

（１）時期

基本財産を担保に提供する事由が生じた時点で、遅滞なく

（２）手続き

（ｉ）理事会で理事総数の３分の２以上の同意を得る。

（評議員会設置の法人の場合、先に評議員会で評議員の意見を聴く必要があります。）

（ii）「基本財産担保提供承認申請書」を清瀬市長あてに、必要な書類とともに２部提出すること。

（注１）根抵当権の設定は認められません。

（３）根拠

社会福祉法人定款準則第１４条（評議員会を設置しない法人）

社会福祉法人定款準則第１９条（評議員会を設置する法人）

８　定款変更の登記

（１）時期
　　定款変更の認可後、遅滞なく

（２）手続き
　　主たる事務所所在地の法務局に必要な書類を提出する。

○登記事項（組合等登記令第２条）
（ｉ）目的及び業務
（ii）名称
（iii）事務所
（iv）代表権を有する者の氏名、住所及び資格
（ｖ）存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
（vi）組合等登記令別表１の登記事項の欄に掲げる事項
　（代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め）
　（資産の総額）

（３）根拠
　　社会福祉法第２８条
　　組合等登記令第２条・第３条

９　登録免許税の非課税措置

（１）時期
　　必要に応じて

（２）手続き
「登録免許税法別表第３の１０の項の第３欄の第１号に掲げる登記に係る証明願」に必要事項を記載し、各事業所管課あてに、必要書類を提出すること。

（注）清瀬市が所轄庁である法人であっても、申請不動産の所在地が清瀬市外である場合には、当該不動産の所在地を所管する行政庁へ申請することとなります。

（３）根拠
　　登録免許税法第４条第２項
　　登録免許税法施行規則３条